

株主各位

第10期定時株主総会招集ご通知

会社の新株予約権に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の支配に関する基本方針

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査役会の監査報告

(2024年1月1日から2025年3月31日まで)

ENECHANGE株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

会社の新株予約権に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要及び保有人数

名称		第8回新株予約権
発行決議の日		2024年1月5日付臨時株主総会決議
新株予約権の数		1,906個
交付された者の人数		1人
新株予約権の目的である株式の種類及び数		普通株式 190,600株
新株予約権の発行価額		新株予約権1個当たり1,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1,055円
新株予約権の行使期間		2026年4月1日から2034年1月22日まで
新株予約権の主な行使条件		(注)
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 1,906個 目的となる株式の種類と数 普通株式 190,600株 保有者数 1名

(注) 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、(a)に定める条件をすべて達成し、かつ、(b)または(c)のいずれかの条件を達成した場合に限り、これ以降本新株予約権を使用することができる。念のため付言すると、各号の条件は同一の事業年度内で充足することを要するものではない。(a)2025年12月期乃至2032年12月期までのいずれかの事業年度において、当社の有価証券報告書記載の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高が130億円以上、かつ経常利益が10億円以上となった場合

なお、上記における売上高及び経常利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うものとする。

また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。なお、当該損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用

控除前経常利益をもって判定するものとする。

(b)割当日から行使期間の満了日までにおいて、特定の連続する5営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）において、当該連続する5営業日の各日の当社の時価総額（以下の算定式によって算出するものとする。）がいずれも1,000億円以上となった場合

（算定式）

時価総額＝（当社の発行済普通株式総数（※）－当社が保有する普通株式に係る自己株式数（※）
×東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値）

（※）いずれも、当該連続する5営業日の各日における数値とする。

(c)割当日から行使期間の満了日までにおいて、当社普通株式が東京証券取引所プライム市場に上場した場合

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合であって、かつ取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社及びその関係会社の取締役及び従業員並びにアドバイザー及びコンサルタントであることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④新株予約権の相続は、新株予約権者の法定相続人に限りこれを認める。但し、当該法定相続人は、新株予約権者の死亡から6か月を経過した後は、当該新株予約権行使することができない。

名称		第9回新株予約権
発行決議の日		2024年2月1日付臨時株主総会決議
新株予約権の数		286個
交付された者の人数		1人
新株予約権の目的である株式の種類及び数		普通株式 28,600株
新株予約権の発行価額		新株予約権1個当たり1,100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1,130円
新株予約権の行使期間		2026年4月1日から2034年2月16日まで
新株予約権の主な行使条件		(注)
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 286個 目的となる株式の種類と数 普通株式 28,600株 保有者数 1名

(注) 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、(a)に定める条件をすべて達成し、かつ、(b)または(c)のいずれかの条件を達成した場合に限り、これ以降本新株予約権行使することができる。念のため付言すると、各号の条件は同一の事業年度内で充足することを要するものではない。(a)2025年12月期乃至2032年12月期までのいずれかの事業年度において、当社の有価証券報告書記載の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高が130億円以上、かつ経常利益が10億円以上となった場合

なお、上記における売上高及び経常利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。なお、当該損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前経常利益をもって判定するものとする。

(b)割当日から行使期間の満了日までにおいて、特定の連続する5営業日（当社の普通株式の普通取

引が成立しない日を除く。)において、当該連続する5営業日の各日の当社の時価総額（以下の算定式によって算出するものとする。）がいずれも1,000億円以上となった場合

(算定式)

時価総額＝（当社の発行済普通株式総数（※）－当社が保有する普通株式に係る自己株式数（※）
×東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値）

(※) いずれも、当該連続する5営業日の各日における数値とする。

(c) 割当日から行使期間の満了日までにおいて、当社普通株式が東京証券取引所プライム市場に上場した場合

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合であって、かつ取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社及びその関係会社の取締役及び従業員並びにアドバイザー及びコンサルタントであることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④新株予約権の相続は、新株予約権者の法定相続人に限りこれを認める。但し、当該法定相続人は、新株予約権者の死亡から6か月を経過した後は、当該新株予約権を使用することができない。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称	第8回新株予約権		
発行決議の日	2024年1月5日付臨時株主総会決議		
新株予約権の数	12,250個		
交付された者の人数	47人		
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 1,225,000株		
新株予約権の発行価額	新株予約権1個当たり1,000円		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1,055円		
新株予約権の行使期間	2026年4月1日から2034年1月22日まで		
新株予約権の主な行使条件	(注)		
使用人等への交付状況	当社執行役員及び使用人	新株予約権の数 11,870個 目的となる株式の種類と数 普通株式 1,187,000株 保有者数 36名	
	当社子会社役員	新株予約権の数 380個 目的となる株式の種類と数 普通株式 38,000株 保有者数 1名	

(注) 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、(a)に定める条件をすべて達成し、かつ、(b)または(c)のいずれかの条件を達成した場合に限り、これ以降本新株予約権行使することができる。念のため付言すると、各号の条件は同一の事業年度内で充足することを要するものではない。(a)2025年12月期乃至2032年12月期までのいずれかの事業年度において、当社の有価証券報告書記載の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高が130億円以上、かつ経常利益が10億円以上となった場合

なお、上記における売上高及び経常利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。なお、当該損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前経常利益をもって判定するものとする。

(b)割当日から行使期間の満了日までにおいて、特定の連続する5営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）において、当該連続する5営業日の各日の当社の時価総額（以下の算定式によって算出するものとする。）がいずれも1,000億円以上となった場合

（算定式）

時価総額 = (当社の発行済普通株式総数（※） - 当社が保有する普通株式に係る自己株式数（※）
× 東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値)

（※） いずれも、当該連続する5営業日の各日における数値とする。

(c)割当日から行使期間の満了日までにおいて、当社普通株式が東京証券取引所プライム市場に上場した場合

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合であって、かつ取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社及びその関係会社の取締役及び従業員並びにアドバイザー及びコンサルタントであることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④新株予約権の相続は、新株予約権者の法定相続人に限りこれを認める。但し、当該法定相続人は、新株予約権者の死亡から6か月を経過した後は、当該新株予約権を使用することができない。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(注) 当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は、2024年7月29日付で当社の会計監査人を退任し、2024年7月30日に監査法人アヴァンティアを一時会計監査人として選任しました。その後2024年9月3日開催の臨時株主総会において、監査法人アヴァンティアを会計監査人に選任しました。

(2) 会計監査人の報酬等の額

	有限責任 あずさ監査法人	監査法人 アヴァンティア
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	48,925千円	85,680千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	232,855千円 (注3)	85,680千円

- (注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断を行っております。
3. 決算訂正に係る追加報酬183,930千円が含まれております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- 1.監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断された場合、必要と認められるときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を説明致します。

2.監査役会は、会計監査人の監査の品質、職務遂行の状況等を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合には、会社法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定致します。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制として、取締役会において定めた「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

(1) 業務の適正を確保するための体制

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a.当社は、取締役に対しては「役員規程」において「法令及び定款、並びに株主総会及び取締役会の決議を遵守」すること、「常に、コンプライアンスの観点から自らの言動を律し、法令の遵守と会社の社会的責任を全うするよう努めること」を定め、執行役員に対しては「執行役員規程」において「会社法その他の法令または会社の規則等に定める義務に違反すること」を禁止事項として定め、また従業員に対しては「就業規則」において「本規則、社内諸規定、通達、通知事項を守り、これらに違反し又は違反するおそれのある行為をしないこと」を遵守事項として定めている。
- b.当社は、企業行動規範として、「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス諸規程を整備するとともに、これらを遵守することを全取締役及び全従業員に徹底させる。
- c.当社は、取締役会を設置し、法令・定款等の違反行為が発生した場合は、迅速に情報を把握し、その対処に努める。
- d.当社は、「内部通報規程」に基づき内部通報制度を構築し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- e.当社は、取締役、執行役員や従業員の法令・定款違反行為を認識したときには、取締役の場合は「役員規程」に則り、執行役員の場合には「執行役員規程」に則り、従業員の場合には「就業規則」に則り、懲戒処分の対処をする。
- f.当社は、執行部門から独立した内部監査室を置き、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。内部監査室は、内部監査の計画・結果等について、代表取締役および監査役会に対し、定期的に報告を行う。また、内部監査室は、必要に応じて監査役会および会計監査人と連携して監査

を行い、三様監査の有機的な連携を図る。

- g.当社は、監査役会（少なくとも常勤の監査役）と内部監査室との間で、定期連絡会を開催し、相互に情報共有を行うことで、監査の実効性向上に努める。
- h.内部監査室長の人事評価に係る査定については、監査役会の同意を得るものとする。
- i.当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理及び決算業務並びに財務報告に関する規程やマニュアル等を制定すると共に「ポジションペーパーガイドライン」に則り、①会計上の見積、会計方針、連結財務諸表作成のための基本となる事項等の会計処理、注記事項等の開示、又は当社の見解を示す必要がある事故や不祥事等の特殊な事象であり、かつ、金額的又は質的重要性がある事項、並びに②会計監査人との協議により作成が必要と認められた事項についてはポジションペーパーを作成する。また、経理業務から独立した担当者が評価し、財務報告に係る内部統制の環境整備と有効性向上を図る。
- j.反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応するための制度を構築する。

2. 当社の取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

- a.当社は、「文書管理規程」に従い、経営一般に関する重要文書、決裁及び重要な会議に関する文書または財務・経理に関する文書等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等について、適切に作成、保存、授受及び廃棄する。
- b.当社は、前号の規程において、保存期間、文書種別責任者、文書等(電磁的記録を含む。以下同じ)の保存及び廃棄の管理方法を定め、運用する。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a.当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」において、種々のリスクを管理するための体制及びリスクマネジメントシステムを維持するための仕組等を定め、処々のリスクを定期的に、また、必要に応じて把握・評価する。
- b.当社は、上記の方針に則り、各執行役員は、全社的リスクにおいて自身が所管する各部門において顕在化している又は潜在的なリスクを識別及び分類を行い、識別又は分類されたリスクについて、経営執行会議に報告する。
- c.経営執行会議は、前項に基づき報告されたリスクについて、評価を行ったうえで、必要と認めるリスクについて、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。
- d.コンプライアンス・リスク管理委員会はリスクマップを活用した継続的なリスク管理のため、四半期に1度モニタリングをする。また、対応状況を適宜モニタリングし、発生事案の早期関与や

リスク情報の集約・整理を行うと共に、リスクマップは年間を通じた統制活動の結果を踏まえて、再評価・新規追加する等、毎年リスクマップの見直しを行う。

e. 経営上の重大なリスクに対してはコンプライアンス・リスク管理委員会において十分な審議を行った上で、必要に応じて取締役会にて適切に対応する。

f. 「内部監査規程」において、内部監査室に業務監査、会計監査、子会社・関連会社監査、特別監査の権限を与え、内部監査により会社の組織、制度及び業務が経営方針及び諸規程に準拠し、効率的に運用されているかを検証、評価及び助言することにより、不正、誤謬の未然防止、正確な管理情報の提供、財産の保全、業務活動の改善向上を図る。

4. 当社及び子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会を四半期に2回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を図る。
- b. 取締役は、取締役会で定めた事業計画及び予算に基づき効率的な意思決定を行い、予算の進捗状況について取締役会に報告する。
- c. 取締役会において月次業績のレビューを行い、改善策を策定する。
- d. 「業務分掌一覧」「職務権限規程」を定め、業務執行を効率的に行うとともに実態に応じて適宜改正を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

- a. 子会社の業務の円滑と管理の適正化を目的として、「関係会社管理規程」を定める。
- b. 当社は、取締役会等の重要な会議において、出席する子会社取締役より、子会社の営業成績、財務状況及びその他の重要な情報について報告を受ける。
- c. 当社内部監査室が子会社の業務執行、管理状況について内部監査を行い業務の適正を確保する体制を構築する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、及び、当該使用者の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 当社において監査役会又は監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めたとき、当社は、当社の使用者の中から監査役補助者を任命するものとする。
- b. 監査役の職務を補助すべき使用者の任命、異動等の人事に係る事項の決定については、監査役会の事前の同意を得るものとする。

c.当社は、監査役の職務を補助すべき使用人が置かれた場合、当該使用人が監査役会及び監査役の指示に従うべき旨を当社の役職員に周知徹底する。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

a.取締役、執行役員及び使用人等（総称して以下本項において「使用人等」という）は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

b.監査役への報告及び情報提供を以下のとおり行う。

・取締役会での報告及び情報提供

・各事業部長等へのヒアリング時の報告及び情報提供

c.上記1、2に基づき報告を行った使用人等が、そのことを理由として、不利な取扱いを受けないように、使用人等に対しては、「内部通報規程」に準じた当事者保護の措置をとるものとする。

8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a.監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

b.監査役は、会計監査人及び内部監査室長と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

c.監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

d.監査役は、取締役会への出席に加えて必要と認める社内の重要会議に出席し、重要事項の報告を受けるほか、意見を述べることとする。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

a.監査役が、その職務執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役6名のうち3名を社外取締役、監査役3名全員を社外監査役としてそれぞれ選任しており、社外取締役及び社外監査役が中立的な立場から有益な監督及び監査を行える体制を整備し、経営監視機能の強化を図っております。なお、取締役候補者の選任は、任意で設置した指名・報酬委員会の審議に基づき、取締役会において決定するプロセスとなっております。

- ②主な会議の開催状況として、取締役会は21回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は21回開催いたしました。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制の整備のために、当社ではリスク管理規程及びコンプライアンス規程を制定しております。当該規程に基づき、代表取締役CEOを委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設立し、原則として四半期ごとに開催することとしております。当社の事業推進におけるリスクの洗い出し、重点対応リスク項目の決定、リスク対応施策の実行及びそのモニタリングを実施しております。
- ④当社では、コンプライアンスに関する取り組みを強化するため、コーポレート企画・管理部が開催するコンプライアンス関連研修を全6回に亘り全社員に対して実施し、またハラスマント防止、情報セキュリティ、個人情報保護、インサイダー取引防止、コーポレート・ガバナンス、海外贈収賄といった多様なテーマでのコンプライアンス研修を実施することで、社内でのコンプライアンス意識の向上に努めています。また、コンプライアンス体制強化の目的で、内部通報規程を制定し、常勤監査役に加えて外部弁護士事務所を通報窓口として設定し、窓口の複数化を実施しております。
- ⑤当社では、2017年12月期より代表取締役直轄の内部監査室を設立しており、当連結会計年度においても内部監査室が定めた内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施しました。なお、内部監査の独立性及び実効性を確保するため、2025年1月より専任の内部監査室長を配置いたしました。また、内部監査の過程で不正の兆候等を検知した場合等には、監査役会へ報告することを義務化しております。さらに、内部監査室長の人事評価は、監査役会の同意を経て確定することとしております。
- ⑥監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、両代表取締役及び社外取締役、執行役員、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ⑦2017年6月に子会社化した英国の非上場1社については、当社代表取締役が子会社の代表取締役を兼任し、2022年10月に設立した日本の非上場企業1社を加えた企業集団としての内部統制の構築のため、当社の財務経理部が中心となり社内規程の整備、各種研修の実施を行いました。

会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

なお、当社では、対処すべき課題への取り組みを始め、経営の効率化・収益力の向上に努めると同時に、コーポレート・ガバナンスに係る体制の充実を図ることにより企業価値を高めることが、全てのステークホルダー共同の利益に資するものと考えております。これらの取り組みは、株主の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	5,475,642	流動負債	2,393,447
現金及び預金	4,263,507	買掛金	44,386
売掛金及び契約資産	944,100	短期借入金	200,000
商品及び製品	385	1年内返済予定の長期借入金	447,988
前渡金	298	未払金	728,481
前払費用	57,448	未払法人税等	21,022
未収入金	65,178	契約負債	359,018
その他の	145,335	返金負債	91,438
貸倒引当金	△612	販売促進引当金	117,446
		決算訂正関連費用引当金	92,995
固定資産	1,936,102	賞与引当金	71,334
有形固定資産	31,892	その他の	219,336
工具、器具及び備品	31,892	固定負債	466,615
無形固定資産	132,601	長期借入金	466,362
ソフトウエア	2,396	繰延税金負債	253
のれん	130,204	負債合計	2,860,062
投資その他の資産	1,771,608	純資産の部	
投資有価証券	1,419,994	株主資本	4,360,235
長期貸付金	150,260	資本金	1,506,236
差入保証金	133,139	資本剰余金	11,551,693
長期未収入金	127,024	利益剰余金	△8,697,142
貸倒引当金	△58,809	自己株式	△551
		その他包括利益累計額	175,583
		その他有価証券評価差額金	2,719
		為替換算調整勘定	172,863
		新株予約権	15,862
		純資産合計	4,551,681
資産合計	7,411,744	負債純資産合計	7,411,744

連結損益計算書

(2024年1月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金額
売上原価	6,715,556
売上総利	1,473,430
販売費及び一般管理費	5,242,125
営業損失	8,872,679
	△3,630,553
受取利息	6,891
受取手数料	30
特典失効	64
為替差益	6,071
補助金受贈	5,494,158
その他	10,202
	5,517,416
営業外費用	354,283
支払利息	4,681
株式交手料	482,329
支払税金	53,685
持分法による投資損失	390,918
固定資産圧縮	2,680,460
その他	1,700
	3,968,061
経常特別損失	△2,081,198
決算訂正関連費用引当金戻入益	92,995
関係会社株式売却益	2,272,645
新株予約権戻入益	12,250
受取保険金	50,000
特別損失	2,427,890
減損損失	1,244,330
投資有価証券評価損失	98,267
決算訂正関連費用引当金繰入額	269,666
その他	9,961
	1,622,225
税金等調整前当期純損失	△1,275,532
法人税、住民税及び事業税	6,016
法人税等還付税額	△7,977
法人税等調整額	△105
当期純損失	△2,066
非支配株主に帰属する当期純損失	△1,273,466
親会社株主に帰属する当期純損失	△1,273,466

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	47,044	6,018,962	△7,423,676	△297	△1,357,966
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	3,474,949	3,474,949			6,949,899
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△1,273,466		△1,273,466
自 己 株 式 の 取 得				△254	△254
新 株 予 約 権 の 行 使	21,236	21,236			42,473
資本金から資本剰余金への振替	△2,036,994	2,036,994			—
非支配株主持分との取引による増減		△450			△450
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					—
当連結会計年度変動額合計	1,459,192	5,532,730	△1,273,466	△254	5,718,202
当連結会計年度末残高	1,506,236	11,551,693	△8,697,142	△551	4,360,235

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△297,005	171,121	△125,883	4,623	△1,479,226
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行					6,949,899
親会社株主に帰属する当期純損失(△)					△1,273,466
自己株式の取得					△254
新株予約権の行使					42,473
資本金から資本剰余金への振替					—
非支配株主持分との取引による増減					△450
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	299,725	1,741	301,467	11,239	312,706
当連結会計年度変動額合計	299,725	1,741	301,467	11,239	6,030,908
当連結会計年度末残高	2,719	172,863	175,583	15,862	4,551,681

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1.継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2.連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称 ENECHANGE Innovation Limited

当連結会計年度において、中部電力ミライズ株式会社との合弁会社として設立したミライズエネチェンジ株式会社に対し、子会社であったENECHANGE EV ラボ株式会社、EV充電インフラ1号合同会社、EV充電インフラ2号合同会社を売却したため、当該3社を連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

ENECHANGE Innovation Limitedの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

3.持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数 3 社

関連会社の名称 ミライズエネチェンジ株式会社

Japan Energy Capital 1 L.P.

Japan Energy Capital 2 L.P.

当連結会計年度において、中部電力ミライズ株式会社との合弁会社として設立したミライズエネチェンジ株式会社を持分法適用の関連会社に含めております。

(3) 持分法を適用していない関連会社の状況

関連会社の名称 Japan Energy Capital合同会社

持分法を適用しない理由

当社からの出資が行われておらず、連結計算書類に及ぼす影響はないため、持分法の適用範囲から除外しております。

4.会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

・市場価格のない株式等

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

当社は主に定率法によっております。在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～15年

工具、器具及び備品 3～5年

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として、3年間の均等償却を採用しております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

リース資産

②無形固定資産（リース資産及びのれんを除く）

自社利用のソフトウェア　　社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、信託型ストックオプションに係る未収入金については、権利行使者ごとに一定の仮定のもとに返済可能額を算定し、回収不能見込額を計上しております。なお、権利行使者と当社間で返済することについて個別合意された金額の長期未収入金については、貸倒引当金を計上しておりません。

②販売促進引当金

販売促進を目的として行う特典付与による支出に備えるため、将来発生見込額を販売促進引当金として計上しております。

③決算訂正関連費用引当金

有価証券報告書の訂正報告書を提出したことに伴い、課徴金納付命令を受ける可能性があるため、当該課徴金の見積額を決算訂正関連費用引当金として計上しております。

④賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、当社グループが認識した収益に係る対価は、通常、履行義務の充足から1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれおりません。

①エネルギー・プラットフォーム事業

「エネルギー・プラットフォーム事業」は消費者向け電力・ガス切替サービス「エネチェン

ジ」、「エネチェンジBiz」等の運営を行っており、提携企業から切替申込時の報酬及び、切替済みユーザーの電気・ガス料金に基づいて支払われる報酬を受領しております。これらは切替申込時に一時点で履行義務が充足されると判断しております。

ただし、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する定めに従って、取引対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めています。具体的には、電力切替サービスにおいて、消費者が電力供給サービスを成約後、短期間で解約した際に発生する返戻金の見込み額を返金負債として認識するとともに、切替済みユーザーの電気・ガス料金に基づいて支払われる報酬については、報酬額の見積りが可能となるユーザーの電気・ガス利用時点での収益を認識しております。

②エネルギーデータ事業

エネルギー事業者向けクラウド型DXサービス「エネチェンジクラウドMarketing」「エネチェンジクラウドDRJ」等の運営を行っており、顧客から月額のシステム利用料である継続報酬及び、カスタマイズ・コンサルティング料等の一時報酬を受領しております。継続報酬は一定期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、契約期間に応じて収益を認識しております。なお、一時報酬については、主に継続報酬と一体として一定期間にわたり充足される履行義務として収益を認識しておりますが、継続報酬が含まれていない一部の契約においては、一時報酬を一時点で充足される別個の履行義務として収益を認識しております。

③EV充電事業

「EV充電エネチェンジ」のブランド名による、EV充電サービスの提供を行っており、顧客からEV充電設備の販売・設置による対価、EV充電サービスの提供による対価（施設や充電機器保有者からのサービス利用料、EVドライバーからの充電料金）を受領します。EVドライバーへのサービス提供は一時点で履行義務が充足されると判断しており、EVドライバーが充電をした時点で収益を認識しております。施設や充電機器保有者への充電機器の管理等のサービス提供は一定期間で履行義務が充足されると判断しており、顧客へのサービスの提供に応じて収益を認識しております。EV充電機器の販売では納品した時点、EV充電機器の設置工事を伴う場合は、顧客にEV充電設備が利用可能となった時点で履行義務を充足すると判断しており、その時点で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

投資の効果が見込まれる期間を見積り、8年以内の定額法により償却を行っております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益と

して処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

5. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

6. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

7. 会計上の見積りに関する注記

(1) 投資有価証券の評価

当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されている投資有価証券1,419,994千円のうち、投資事業有限責任組合出資（連結貸借対照表計上額合計784,410千円）については、持分法適用関連会社であるJapan Energy Capital 1 L.P.及びJapan Energy Capital 2 L.P.に対する出資金であり、主に、海外のエネルギーベンチャー企業への投資を行っています。

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券 784,410千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ア. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

投資有価証券に計上されている投資事業有限責任組合出資については、当該組合の投資先の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下している場合に減損処理を行っております。なお、実質価額には投資先の超過収益力が反映されているため、超過収益力の毀損の有無が重要となります。

なお、組合の直近の決算書を基礎として当該組合の投資先の減損処理を加味した持分相当額の純額を持分法による投資損益に計上しております。

イ. 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

組合の投資先の超過収益力の毀損の有無の判断においては、投資先の作成した事業計画の達成状況、事業環境の変化、資金調達状況、将来の成長性や業績に関する見通しを総合的に勘案しており、その上で、投資先の減損処理を行うべきかどうか判断しております。

ウ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

投資先企業はスタートアップやベンチャー企業等であり、これらの投資先の中長期の事業

計画には、投資先が属する市場の成長やマーケットシェアの拡大見込みが含まれることから高い不確実性が伴います。将来の成長性、業績に関する見通しなどの仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

8.追加情報

(信託型ストックオプションに対する課税)

国税庁は、2023年5月30日に「ストックオプションに対する課税（Q & A）」を公表し、「信託型ストックオプション」は、会社側が付与した権利を役職員等が行使して株式を取得した場合、その経済的利益が実質的な給与にみなされることから、役職員が当該ストックオプションを行使して発行会社の株式を取得した場合、その経済的利益については給与所得として源泉所得税を徴収して、納付する必要があるとの見解を示しました。当連結会計年度において、源泉所得税の要納付額を納税しましたため、従来計上していた源泉所得税の要納付額相当分に当たる、連結貸借対照表の「流動負債」の「未払金」及び「固定負債」の「長期未払金」は計上されておりません。一方未収の債権につきましては、「流動資産」の「未収入金」に26,395千円、「固定資産」の「長期未収入金」に127,024千円計上しております。また、権利行使者ごとに一定の仮定のもとに返済可能額を算定し、回収不能見込額について貸倒引当金を固定資産に57,469千円計上しております。

9.連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

(2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関2行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	200,000千円
借入実行残高	200,000千円
差引額	200,000千円

(3) 財務制限条項

①長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）の一部87,526千円には以下の財務制限条項が付されております。

2021年12月期末日及びそれ以降の各会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2020年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

②長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）の一部43,500千円には以下の財務制限条項が付されております。

2022年12月期末日及びそれ以降の各会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2021年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

③長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）の一部133,324千円には以下の財務制限条項が付されております。

ア. 2024年12月期末日及びそれ以降の各会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2023年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

イ. 2023年12月期末日及びそれ以降各会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続で損失としないこと。

なお、2025年3月期末において上記の財務制限条項に抵触しておりますが、金融機関より期限の利益喪失にかかる権利の行使に関する通知を受けておりません。

④長期借入金の一部250,000千円（返済期日は2025年6月30日）については、当該借入金以外の債務について期限の利益を喪失したときは、借入先の請求通知により、直ちに借入金の元本及び利息並びに清算金その他当該金銭消費貸借契約に基づき当社が支払義務を負担する全ての債務について一括で返済する旨の、期限の利益の喪失に関する特約が付されております。そのため、当該借入金についても期限の利益を喪失する場合があります。

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 27,707千円

(5) 損害賠償に係る偶発債務

(Terra Charge株式会社からの訴訟)

2024年12月13日に提出した臨時報告書に記載のとおり、当社は、Terra Charge株式会社（以下「Terra社」といいます。）から、①当社ウェブサイト上で公表している2024年2月開催の個人投資家様向け決算説明会質疑応答における、当社元代表取締役CEO城口洋平氏の発言が不法行為及び不正競争行為に該当する、②Terra社と同社取引先との間の投資契約又は融資契約に関して、投資金又は融資金の引き揚げを目的として当社が不当な妨害工作を行っており、不法行為に該当するなどとして、損害賠償請求金額510百万円及びこれに対する遅延損害金の支払請求が提起されました。管轄裁判所において既に複数回の期日が開催されておりますが、当社といたしましては、Terra社の主張にはいずれも理由がないものとして、引き続き当社の正当性を主張・立証していく所存です。

(元従業員からの訴訟)

2025年2月12日に提出した「当社に対する訴訟提起に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は元役職員より2024年12月27日付で、東京地方裁判所に訴訟を提起され2025年2月10日に訴状の送達を受けました。信託型ストックオプションに対する課税に関して、国税庁が2023年5月30日に公表した「ストックオプションに対する課税(Q&A)」に基づき、「信託型ストックオプション」は、会社側が付与した権利を役職員等が行使して株式を取得した場合、その経済的利益が実質的な給与にみなされることから、役職員が当該ストックオプションを行使して発行会社の株式を取得した場合、その経済的利益については給与所得となり、当該所得については会社側にて源泉所得税を徴収する必要があることから、当社元従業員との間で、源泉所得税の求償について協議を実施してまいりましたが、今般、当該元従業員が、当社の求償行使権は認められず、また、当社が源泉徴収税額を入念に計算する義務に違反したと主張して、18百万円の債務不存在確認の請求及び損害賠償金177千円の支払を求めて本件訴訟を提起したものです。管轄裁判所において既に第1回期日が開催されておりますが、当社といたしましては、引き続き当社の正当性を主張・立証していくと共に、近日中に当該役職員に対する求償債権に係る求償金請求反訴を提起する所存です。

なお、当該役職員に対する求償債権についてはその全額につき貸倒引当金を計上済みです。

10.連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首の株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度 末の株式数（株）
発行済株式				
普通株式	30,935,684	11,655,436	—	42,591,120
合計	30,935,684	11,655,436	—	42,591,120
自己株式				
普通株式	259	494	—	753
合計	259	494	—	753

(注1) 発行済株式の変動事由

2024年2月26日付第三者割当増資による増加 3,784,200株

2025年2月19日付第三者割当増資による増加 7,375,000株

新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加 496,236株

(注2) 単元未満株式の買取りにより普通株式の自己株式の株式数は494株増加しております。

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,868,796株

11. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金は自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等でバランスよく調達していくことを基本方針としております。短期的な運転資金は銀行借入、長期的な資金については、銀行借入、エクイティファイナンス、で調達しております。

一時的な余剰資金は預金で運用しております。純投資目的で投資事業組合への出資を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式については、市場価格の変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。また、投資事業組合への出資については、発行体の信用リスク及び為替変動リスクに晒されております。

買掛金及び未払金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しております。

借入金は運転資金の調達を目的としたものであり、一部を除いて変動金利による調達のため、金利変動リスクに晒されております。なお、借入金の一部に財務制限条項が付されており、詳細は「連結貸借対照表に関する注記」をご参照ください。

連結子会社が有する外貨建て債権債務において為替変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは社内規程に従い、営業債権について各事業部及びCFO室が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

(ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券である株式については、定期的に時価の把握を行い、投資事業組合への出資については、発行体の財務状況を定期的に把握しております。また、為替変動リスクについては、各四半期末に為替変動による影響額を把握しております。なお、為替予約等によるヘッジは行っておりません。

借入金の金利変動リスクについては定期的に市場金利の状況を把握しております。

連結子会社は外貨建営業債権債務を保有しており、為替の変動リスクに晒されておりますが、月別に為替変動による影響額を把握しております。なお、為替予約等によるヘッジは行われておりません。

(iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づきCFO室が適時に資金繰計画を作成・更新し、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産、短期借入金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券（*1）	96,004	96,004	—
資産合計	96,004	96,004	—
長期借入金（*2）	914,350	902,340	△12,009
負債合計	914,350	902,340	△12,009

(*1) 市場価格のない株式等の金融商品は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表の計上額は以下のとおりです。

	連結貸借対照表計上額（千円）
投資事業組合等への出資金	784,410
関係会社株式	539,578
合計	1,323,989

(*2) 1年内返済予定の長期借入金は、「長期借入金」に含めて表示しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,263,507	—	—	—
売掛金及び契約資産	944,100	—	—	—
合計	5,207,607	—	—	—

(注2) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	200,000	—	—	—	—	—
長期借入金	447,988	205,522	140,800	59,984	39,984	20,072
合計	647,988	205,522	140,800	59,984	39,984	20,072

(*1) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	96,004	—	—	96,004
資産合計	96,004	—	—	96,004

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	902,340	—	902,340
負債合計	—	902,340	—	902,340

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	エネルギー プラットフォーム事業	エネルギー データ事業	EV充電事業	合計
売上高 顧客との契約から 生じる収益	5,081,097	1,488,607	145,851	6,715,556
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	5,081,097	1,488,607	145,851	6,715,556

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4.会計方針に関する事項」の「(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債、並びに返金負債の残高

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	587,827
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	944,100
契約負債（期首残高）	191,195
契約負債（期末残高）	359,018
返金負債（期首残高）	64,564
返金負債（期末残高）	91,438

契約負債は、主に、システムの開発等に係る顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、130,707千円であります。

返金負債は、プラットフォーム事業において、消費者が電力供給サービスを成約後、短期間で解約した際に電力会社に対して発生する返戻金の見込み額であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：千円)

1年以内	322,692
1年超2年以内	15,757
2年超3年以内	10,314
3年超	10,253

13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 106円50銭

(2) 1株当たり当期純損失(△) △36円27銭

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

15. その他の注記

(継続企業の前提に関する注記の解消について)

当社グループでは、前連結会計年度まで継続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、前連結会計年度末において、連結貸借対照表上1,479,226千円の債務超過となりました。2025年3月期第4四半期連結累計期間においても、継続して営業損失2,914,348千円、経常損失2,537,403千円及び親会社株主に帰属する四半期純損失3,356,739千円を計上しております。この結果、2024年12月31日時点において、連結貸借対照表上929,945千円の債務超過となりました。また、一部の取引金融機関からの借入については、期限の利益喪失に関わる条項を適用する旨の通知を受けていないものの、財務制限条項に抵触しております。

さらに、2024年6月27日付「外部調査委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」のとおり、本調査の結果認められた問題点として、EV充電事業の事業リスクに対応し得る態勢の不足、会計監査人との適切なコミュニケーションの不足、コンプライアンスを軽視した経営トップらの姿勢、実効性のある内部統制及びガバナンスが構築されず十分な牽制・監督機能を果たすことができていなかつたことの指摘を受けております。当該指摘への改善策については、2024年9月24日付「東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ」のとおり、改善措置を講じ改善を進めておりますが、かかる調査報告書の公表の結果として、利害関係者との関係性の悪化や会社のブランド力の毀損が生じる可能性があることから、これらの事象又は状況が、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に該当しておりました。

これに対し、当社は、2025年3月25日付「東京証券取引所への「改善状況報告書」の提出に関するお知らせ」に添付の「改善状況報告書」第3. 改善措置並びにその実施状況及び運用状況等に記載のとおり、再発防止策の実行に取り組んでまいりました。

その結果として、2024年9月27日付「EV充電事業に係るコミットメントライン契約締結に関するお知らせ」及び2024年12月23日付「(開示事項の経過)資金の借入枠からの借入実行に関するお知らせ」に記載のとおり、取引金融機関2行よりEV充電事業に係るブリッジローン計49億円を確保し、その後、増額契約を締結したことにより計57億円を確保いたしました。なお、再発防止策の遂行状況及び当該ブリッジローンによる資金調達を実現したこと等を踏まえ、EV充電事業の事業計画を見直した上でEV充電事業に係る固定資産の減損損失の解消に向け当社会計監査人である監査法人アヴァンティアと協議を進めてまいりました。その結果、2025年3月期第3四半期以降に関し

てはEV充電事業に係る固定資産の減損損失を計上しないこととなりました。

また、2025年1月24日公表の「EV充電事業の合弁会社化に向けた子会社設立、当社及び子会社間の吸収分割、当社及び中部電力ミライズ株式会社との株式譲渡契約等の締結並びに子会社（孫会社）の異動に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社は、中部電力ミライズ株式会社との合弁会社となる新会社においてEV充電事業を運営していくことを決定し、同年3月10日よりミライズエネチェンジ株式会社でのEV充電事業の運営を開始いたしました。本件による当社連結純資産改善額は約25億円となりました。

さらに、2025年2月3日公表の「伊藤忠エネクス株式会社との資本業務提携契約の締結、及び第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」のとおり、当社は、伊藤忠エネクス株式会社との間で資本業務提携を行うことを目的に資本業務提携契約を締結すること及び同社に対する第三者割当による新株式の発行を行うことを決定し、同年2月19日に新株式発行及び払込が完了いたしました。本件による当社連結純資産改善額は約28億円となりました。

以上の結果、2025年3月期末において純資産は4,551,681千円となり債務超過を解消し、また、現時点では、2026年3月期は調整後EBITDA（※）において黒字を確保できる見通しであります。

監査法人アヴァンティアとの協議も踏まえ、このような状況を総合的に判断した結果、現時点において、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は解消したと判断し、「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消しております。

(※) 調整後EBITDA=営業利益+減価償却費+のれん償却費+株式報酬費用

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	5,395,477	流動負債	2,388,290
現金及び預金	4,177,514	買掛金	47,060
売掛金及び契約資産	949,410	短期借入金	200,000
前払費用	57,448	1年内返済予定の長期借入金	447,988
未収入金	65,195	未払金	735,220
未収益金	55,247	未払費用	77,422
立替金	17,122	返本金	91,438
その他の金	74,151	契約負債	359,017
貸倒引当金	△612	預り金	113,148
固定資産	1,838,327	販売促進引当金	117,446
有形固定資産	31,634	賞与引当金	71,334
工具、器具及び備品	31,634	決算訂正関連費用引当金	92,995
無形固定資産	132,601	その他の	35,220
ソフトウエア	2,396	固定負債	466,615
のれん	130,204	長期借入金	466,362
投資その他の資産	1,674,092	繰延税金負債	253
投資有価証券	96,004	負債合計	2,854,906
関係会社株式	613,252	純資産の部	
関係会社出資金	613,220	株主資本	4,360,315
長期貸付	150,260	資本金	1,506,236
差入保証金	133,139	資本剰余金	11,683,546
長期未収入金	127,024	資本準備金	1,496,236
貸倒引当金	△58,809	その他資本剰余金	10,187,309
		利益剰余金	△8,828,916
		その他利益剰余金	△8,828,916
		繰越利益剰余金	△8,828,916
		自己株式	△551
		評価・換算差額等	2,719
		その他有価証券評価差額金	2,719
		新株予約権	15,862
資産合計	7,233,804	純資産合計	4,378,898
		負債純資産合計	7,233,804

損 益 計 算 書

(2024年1月1日
2025年3月31日)

(単位:千円)

科 目		金額
売上高	原価益	6,631,684
売上総利	一般管理費	1,041,512
販売費及び一般管理費	損失	5,590,172
営業損	益	6,563,328
営業外収益		△973,156
受取利息	利息	145,011
受取手数料	料益	597,087
特典の効用	他	64
その他		3,556
		745,719
営業外費用	利息	44,115
支払利息	料費	4,681
株式交手数	料課	451,829
租税公課	損益	25,195
投資事業組合運用損	他	381,295
その他		8,373
		915,491
経常損失	益	△1,142,928
特別事業譲渡益		57,269
決算訂正関連費用引当金戻入益		92,995
貸倒引当金戻入益		825,480
債務保証損失引当金戻入益		88,597
新株予約権戻入益		12,250
受取保険金		50,000
特別損失		1,126,591
固定資産除却損	損失	343
減損損失	損失	622,529
投資有価証券評価損	損失	98,267
関係会社株式評価損	損失	2,415,084
決算訂正関連費用引当金繰入額	他	269,666
その他		3,368
税引前当期純損失		3,409,260
法人税、住民税及び事業税		△3,425,597
法人税等調整額		4,827
当期純損失		49
		4,876
		△3,430,474

株主資本等変動計算書

(2024年 1月 1日から)
 (2025年 3月 31日まで)

(単位：千円)

資 本 金	株 主 資 本						自 己 株 式	
	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
	資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	47,044	3,098,700	3,051,665	6,150,365	△5,398,441	△5,398,441	△297	
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	3,496,186	3,496,186	—	3,496,186	—	—	—	
当 期 純 損 失	—	—	—	—	△3,430,474	△3,430,474	—	
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	△254	
減 資	△2,036,994	△5,098,649	7,135,644	2,036,994	—	—	—	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	1,459,192	△1,602,464	7,135,644	5,533,180	△3,430,474	△3,430,474	△254	
当 期 末 残 高	1,506,236	1,496,236	10,187,309	11,683,546	△8,828,916	△8,828,916	△551	

	株主資本	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	798,670	△297,005	△297,005	4,623	506,288
当期変動額					
新株の発行	6,992,372	—	—	—	6,992,372
当期純損失	△3,430,474	—	—	—	△3,430,474
自己株式の取得	△254	—	—	—	△254
減資	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	299,725	299,725	11,239	310,964
当期変動額合計	3,561,644	299,725	299,725	11,239	3,872,609
当期末残高	4,360,315	2,719	2,719	15,862	4,378,898

個別注記表

1. 繼続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 3～5年

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として、3年間の均等償却を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

	<ul style="list-style-type: none"> ・自社利用のソフトウェア ・のれん 	<p>社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。</p> <p>投資の効果が見込まれる期間を見積り、8年以内の合理的な年数により均等償却しております。</p>
③ リース資産	<ul style="list-style-type: none"> ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 	<p>リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
(3) 引当金の計上基準		
① 貸倒引当金		<p>売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、信託型ストックオプションに係る未収入金については、権利行使者ごとに一定の仮定のもとに返済可能額を算定し、回収不能見込額を計上しております。なお、権利行使者と当社間で返済することについて個別合意された金額の長期未収入金については、貸倒引当金を計上しておりません。</p>
② 販売促進引当金		<p>販売促進を目的として行う特典の付与による支出に備えるため、将来発生見込額を計上しております。</p>
③ 決算訂正関連費用引当金		<p>有価証券報告書の訂正報告書を提出したことに伴い、課徴金納付命令を受ける可能性があるため、当該課徴金の見積額を決算訂正関連費用引当金として計上しております。</p>
④賞与引当金		<p>従業員に対して支給する賞与に充てるため支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p>

(4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、当社が認識した収益に係る対価は、通常、履行義務の充足から1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

①エネルギー・プラットフォーム事業

「エネルギー・プラットフォーム事業」は消費者向け電力・ガス切替サービス「エネチェンジ」、「エネチェンジBiz」等の運営を行っており、提携企業から切替申込時の報酬及び、切替済みユーザーの電気・ガス料金に基づいて支払われる報酬を受領しております。これらは切替申込時に一時点で履行義務が充足されると判断しております。

ただし、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する定めに従って、取引対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めています。具体的には、電力切替サービスにおいて、消費者が電力供給サービスを成約後、短期間で解約した際に発生する返戻金の見込み額を返金負債として認識するとともに、切替済みユーザーの電気・ガス料金に基づいて支払われる報酬については、報酬額の見積りが可能となるユーザーの電気・ガス利用時点で収益を認識しております。

②エネルギー・データ事業

エネルギー事業者向けクラウド型DXサービス「エネチェンジクラウドMarketing」「エネチェンジクラウドDRJ」等の運営を行っており、顧客から月額のシステム利用料である継続報酬及び、カスタマイズ・コンサルティング料等の一時報酬を受領しております。継続報酬は一定期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、契約期間に応じて収益を認識しております。なお、一時報酬については、主に継続報酬と一体として一定期間にわたり充足される履行義務として収益を認識しておりますが、継続報酬が含まれていない一部の契約においては、一時報酬を一時点で充足される別個の履行義務として収益を認識しております。

③EV充電事業

「EV充電エネチェンジ」のブランド名による、EV充電サービスの提供を行っており、顧客からEV充電設備の販売・設置による対価、EV充電サービスの提供による対価（施設や充電機器保有者からのサービス利用料、EVドライバーからの充電料金）を受領します。EVドライバーへのサービス提供は一時点で履行義務が充足されると判断しており、EVドライバーが充電をした時点で収益を認識しております。施設や充電機器保有者への充電機器の管理等のサービス提供は一定期間で履行義務が充足されると判断しており、顧客へのサービスの提供に応じて収益を認識しております。EV充電機器の販売では納品した時点、EV充電機器の設置工事を伴う場合は、顧客にEV充電設備

が利用可能となった時点で履行義務を充足すると判断しており、その時点で収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません

5. 会計上の見積りに関する注記

関係会社出資金の評価

当事業年度末の貸借対照表に計上されている関係会社出資金613,220千円については、持分法適用関連会社であり、投資事業有限責任組合であるJapan Energy Capital 1 L.P.及びJapan Energy Capital 2 L.P.に対する出資金であり、主に、海外のエネルギーベンチャー企業への投資を行っています。

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社出資金 613,220千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ア. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社出資金については、投資事業有限責任組合の投資先の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下している場合に減損処理を行っております。なお、実質価額には投資先の超過収益力が反映されているため、超過収益力の毀損の有無が重要となります。

なお、組合の直近の決算書を基礎として当該組合の投資先の減損処理を加味した持分相当額の純額を投資事業組合運用損益に計上しております。

イ. 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

組合の投資先の超過収益力の毀損の有無の判断においては、投資先の作成した事業計画の達成状況、事業環境の変化、資金調達状況、将来の成長性や業績に関する見通しを総合的に勘案しており、その上で、投資先の減損処理を行うべきかどうか判断しております。

ウ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

投資先企業はスタートアップやベンチャー企業等であり、これらの投資先の中長期の事業計画には、投資先が属する市場の成長やマーケットシェアの拡大見込みが含まれることから高い不確実性が伴います。将来の成長性、業績に関する見通しなどの仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6.追加情報

(信託型ストックオプションに対する課税)

国税庁は、2023年5月30日に「ストックオプションに対する課税（Q & A）」を公表し、「信託型ストックオプション」は、会社側が付与した権利を役職員等が行使して株式を取得した場合、その経済的利益が実質的な給与にみなされることから、役職員が当該ストックオプションを使用して発行会社の株式を取得した場合、その経済的利益については給与所得として源泉所得税を徴収して、納付する必要があるとの見解を示しました。当連結会計年度において、源泉所得税の要納付額を納税しましたため、従来計上していた源泉所得税の要納付額相当分に当たる、連結貸借対照表の「流動負債」の「未払金」及び「固定負債」の「長期未払金」は計上されておりません。一方未収の債権につきましては、「流動資産」の「未収入金」に26,395千円、「固定資産」の「長期未収入金」に127,024千円計上しております。また、権利行使者ごとに一定の仮定のもとに返済可能額を算定し、回収不能見込額について貸倒引当金を固定資産に57,469千円計上しております。

7. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 23,747千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務（区分表示したもの）を除く）は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	417千円
② 短期金銭債務	4,929千円

(4) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関2行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	200,000千円
借入実行残高	200,000千円
差引額	-千円

(5) 財務制限条項

①長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）の一部87,526千円には以下の財務制限条項が付されております。

2021年12月期末日及びそれ以降の各会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2020年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

②長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）の一部43,500千円には以下の財務制限条項が付されております。

2022年12月期末日及びそれ以降の各会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2021年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

③長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）の一部133,324千円には以下の財務制限条項が付されております。

ア. 2024年12月期末日及びそれ以降の各会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2023年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

イ. 2023年12月期末日及びそれ以降各会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続で損失としないこと。

なお、2025年3月期末日において上記の財務制限条項に抵触しておりますが、金融機関より期限の利益喪失にかかる権利の行使に関する通知を受けておりません。

④長期借入金の一部250,000千円（返済期日は2025年6月30日）については、当該借入金以外の債務について期限の利益を喪失したときは、借入先の請求通知により、直ちに借入金の元本及び利息並びに清算金その他当該金銭消費貸借契約に基づき当社が支払義務を負担する全ての

債務について一括で返済する旨の、期限の利益の喪失に関する特約が付されております。そのため、当該借入金についても期限の利益を喪失する場合があります。

(6) 損害賠償に係る偶発債務

(Terra Charge株式会社からの訴訟)

2024年12月13日に提出した臨時報告書に記載のとおり、当社は、Terra Charge株式会社（以下「Terra社」といいます。）から、①当社ウェブサイト上で公表している2024年2月開催の個人投資家様向け決算説明会質疑応答における、当社元代表取締役CEO城口洋平氏の発言が不法行為及び不正競争行為に該当する、②Terra社と同社取引先との間の投資契約又は融資契約に関して、投資資金又は融資金の引き揚げを目的として当社が不当な妨害工作を行っており、不法行為に該当するなどとして、損害賠償請求金額510百万円及びこれに対する遅延損害金の支払請求が提起されました。管轄裁判所において既に複数回の期日が開催されておりますが、当社といたしましては、Terra社の主張にはいずれも理由がないものとして、引き続き当社の正当性を主張・立証していく所存です。

(元従業員からの訴訟)

2025年2月12日に提出した「当社に対する訴訟提起に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は元役職員より2024年12月27日付で、東京地方裁判所に訴訟を提起され2025年2月10日に訴状の送達を受けました。信託型ストックオプションに対する課税に関する課題に関して、国税庁が2023年5月30日に公表した「ストックオプションに対する課税(Q&A)」に基づき、「信託型ストックオプション」は、会社側が付与した権利を役職員等が行使して株式を取得した場合、その経済的利益が実質的な給与にみなされることから、役職員が当該ストックオプションを行使して発行会社の株式を取得した場合、その経済的利益については給与所得となり、当該所得については会社側にて源泉所得税を徴収する必要があることから、当社元従業員との間で、源泉所得税の求償について協議を実施してまいりましたが、今般、当該元従業員が、当社の求償行使権は認められず、また、当社が源泉徴収税額を入念に計算する義務に違反したと主張して、18百万円の債務不存在確認の請求及び損害賠償金177千円の支払を求めて本件訴訟を提起したものです。管轄裁判所において既に第1回期日が開催されておりますが、当社といたしましては、引き続き当社の正当性を主張・立証していくと共に、近日中に当該役職員に対する求償債権に係る求償金請求反訴を提起する所存です。

なお、当該役職員に対する求償債権についてはその全額につき貸倒引当金を計上済みです。

8. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

　　営業取引による取引高

　　売上高 30,731千円

　　販売費及び一般管理費 55,871千円

　　営業取引以外の取引高

　　受取手数料 597,057千円

　　受取利息 139,094千円

　　事業譲渡益 57,269千円

9. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	259株	494株	—	753株
合計	259株	494株	—	753株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加事由は以下のとおりであります。

　　単元未満株式の買取りによる増加 494株

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	1,103,908千円
ソフトウエア	313,610
関係会社株式	780,367
貸倒引当金	18,195
賞与引当金	47,351
返金負債	27,998
販売促進引当金	35,962
投資有価証券評価損	30,089
投資事業組合運用損	98,150
資産調整勘定	81,321
決算訂正関連費用	28,475
その他	9,388
繰延税金資産小計	2,574,820
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,103,908
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,470,911
評価性引当額小計	△2,574,820
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△253
繰延税金負債合計	△253
繰延税金負債の純額	△253

11. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)(注1)	科目	期末残高(千円)(注1)
関連会社等	ENECHANGE EVラボ 株式会社	所有 直接 - % 間接 48.24%	管理業務の提供 役員の兼任 人員の出向 オフィス賃貸 資金の貸付 (注2)	管理業務の提供 資金の貸付 (注3) 資金の返済 利息の受取 貸倒引当金戻入益	591,057 2,370,000 4,900,000 93,727 825,480	関係会社 長期貸付金 貸倒引当金	- -
	EV充電インフラ1号合同会社	所有 直接 - % 間接 49.0%	実質的な支配 関係 業務の委託 債務保証 (注2)	債務保証損失 引当金戻入益 社債の引受 社債の償還	88,597 300,000 300,000	債務保証 損失引当金 有価証券	- -
	EV充電インフラ2号合同会社	所有 直接 - % 間接 49.0%	実質的な支配 関係 業務の委託 (注2)	社債の引受 社債の償還	1,450,000 1,450,000	有価証券	-
	Japan Energy Capital 1 L.P.	所有 直接 22.91%	投資事業組合 への出資	投資事業組合 運用損 投資事業組合 への出資 投資事業組合 からの払戻	355,481 18,962 44,994	関係会社 出資金	170,590
	Japan Energy Capital 2 L.P.	所有 直接 23.80%	投資事業組合 への出資	投資事業組合 運用損 投資事業組合 への出資	25,814 60,541	関係会社 出資金	442,629
	ミライズエネチェンジ株式会社	所有 直接 49.0%	管理業務の提供 役員の兼任 人員の出向 オフィスの賃貸	関係会社への 出資 関係会社株式 評価損	2,940,000 2,400,421	関係会社 株式	539,578

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)(注1)	科目	期末残高(千円)(注1)
役員	曾我野 達也	被所有 直接 0.26%	取締役	資金の貸付 信託SO源泉税立替	50,000 21,538	短期貸付金 長期貸付金 未収入金 長期未収入金	24,180 25,820 6,270 15,267
主要株主	城口 洋平(注4)	被所有 直接 - %	-	新株予約権戻入益	12,250	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
 2. 当事業年度末時点においては、当該関係を解消しております。
 3. 利率については、市場金利等を勘案し、両者の協議により合理的に決定しております。
 4. 城口氏は期末では主要株主ではありませんが、主要株主であった期間の取引を記載しております。

(2) 重要な関連会社に関する注記

当事業年度において、重要な関連会社はミライズエネチェンジ株式会社、ENECHANGE EVラボ株式会社、EV充電インフラ1号合同会社、EV充電インフラ2号合同会社であり、それらを合算した要約財務情報は以下のとおりであります。

流動資産合計 2,654,766千円
 固定資産合計 6,950,730千円

流動負債合計 826,320千円
 固定負債合計 854,009千円

純資産合計 7,925,167千円

売上高 5,603,792千円
 税引前当期純利益 △1,717,545千円
 当期純利益 △2,010,855千円

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 102円44銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △97円71銭 |

13. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

15. その他の注記

連結注記表「15. その他の注記」に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月28日

ENECHANGE株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	藤 田 憲 三
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	橋 本 剛
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ENECHANGE株式会社の2024年1月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ENECHANGE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月28日

ENECHANGE株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	藤 田	憲 三
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	橋 本	剛
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ENECHANGE株式会社の2024年1月1日から2025年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年1月1日から2025年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

監査役会としましては、事業報告に記載されている外部調査委員会による調査報告書において指摘を受けた課題に対する実行状況につきまして、引き続き監視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月29日

ENECHANGE株式会社 監査役会

常勤監査役 日岡 篤史 ㊞
(社外監査役)

監査役 登坂 瑞穂 ㊞
(社外監査役)

監査役 鈴木 有希 ㊞
(社外監査役)